

議案第1号

弥富市都市計画審議会会議運営規程等について

「弥富市都市計画審議会会議運営規程」および「弥富市都市計画審議会会議傍聴要綱」を下記の理由により、次のように定める。

記

弥富市都市計画審議会の会議（以下「会議」という。）の運営について、必要な事項を記した「弥富市都市計画審議会会議運営規程（以下「規程」という。）」を定めるものとする。

また、本規程に基づき、会議の傍聴に関して必要な事項を記した「弥富市会議傍聴要綱」を定めるものとする。

○弥富市都市計画審議会条例

昭和44年8月30日

条例第16号

改正 平成12年3月30日条例第18号

平成18年3月31日条例第48号

令和2年3月31日条例第3号

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、同法によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、弥富市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令（昭和44年政令第11号）第3条第1項及び第2項に規定する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

第3条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が委嘱する。

4 臨時委員はその特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員はその専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、学識経験のある者につき委嘱された委員のうちから

委員の選挙により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会においては、会長が議長となる。
- 3 審議会は、会長（会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する者）並びに委員及び議事に關係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、建設部都市整備課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第18号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第48号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（令和2年条例第3号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(案)

弥富市都市計画審議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、弥富市都市計画審議会条例（以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、弥富市都市計画審議会の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、委員の過半数の同意があったとき、会議の一部又はその全部を非公開とすることができる。

2 会議の運営に際しては、公平で公正な協議の推進に努めるものとする。

(議長等の責務)

第3条 議長は、迅速かつ能率的な会議の運営に努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

3 議長は、議決の際には、委員の挙手を求めることとし、その結果を宣言するものとする。

(代理出席)

第4条 条例第2条に定める委員が、やむを得ず欠席する場合は、その属する団体の代理の者が出席することができる。

(会議の開催等)

第5条 会議の開会及び閉会は、議長が宣言する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

(会議録の調製)

第6条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 出席委員等の氏名

(3) 議題及び議事の要旨

(4) 前3号に掲げるもののほか、議長が必要と認めた事項

2 会議録は、議長が確認した日をもって確定するものとする。

(会議録等の公開)

第7条 会議録及び会議資料は、原則として公開とする。ただし、第2条第1項ただし書の規定により、非公開とされた部分については、非公開とすることができます。

- 2 前項に規定する公開に関し必要な事項は、議長が会議に諮り別に定める。
(傍聴)

第8条 何人も、第2条第1項ただし書の規定により会議が非公開とされたときを除き、会議を傍聴することができる。

- 2 会議の傍聴に関し必要な事項は、議長が会議に諮り別に定める。
(規律)

第9条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事を妨げる行為をしてはならない。

- 2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規程は、令和3年10月〇日から施行する。

(案)

弥富市都市計画審議会会議傍聴要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、弥富市都市計画審議会会議運営規程第8条第2項の規定に基づき、弥富市都市計画審議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人と定員)

第2条 会議の傍聴人は、一般傍聴人及び報道関係者とする。

2 議長は、会場の都合等により傍聴人の定員を定めることができる。

(傍聴の手続)

第3条 一般傍聴人として会議を傍聴しようとする者は、会議の開催場所において一般傍聴人受付簿（第1号様式）に住所及び氏名を記入し、協議会の事務局（以下「事務局」という。）より傍聴証（第2号様式）の交付を受けなければならない。

2 傍聴証は、会議開催予定期刻の30分前から先着順に交付する。

3 報道関係者は、報道関係者受付簿（第3号様式）に報道機関の名称及び傍聴しようとする者の氏名を記入しなければならない。

(傍聴証の返還)

第4条 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするときは、これを事務局に返還しなければならない。

(傍聴席に入ることのできない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他の危険な物を携帯している者
- (2) 酒気を帶びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等を携帯している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しない

こと。

- (2) 談論、放歌、高笑その他の会議の妨害となる行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章の類を着用する等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないとこと。
- (6) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (7) 携帯電話の着信音を発しないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音等)

第7条 傍聴人は、傍聴席において、写真、映像等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りではない。

(職員の指示)

第8条 傍聴人は、事務局の職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、運営規程第2条第1項ただし書の規定により会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月〇日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

第一回弥富市都市計画審議会

一般傍聴人受付簿

NO	住所	氏名	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

第2号様式（第3条関係）

(表)

傍聴証

第号

弥富市都市計画審議会

(裏)

会議を傍聴する皆様へのお願い

傍聴に際しましては、下記の事項を守り、会議の円滑な運営に御協力くださいますようお願いいたします。

なお、下記の事項に違反する行為があった場合には、やむを得ず退場していただく場合がございます。また、この傍聴証は、お帰りの際に事務局に返還してください。

記

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明することがないようお願いいたします。
- (2) 談論、放歌、高笑その他会議の妨害となる行為をしないようお願いいたします。
- (3) はち巻、腕章の類を着用する等示威的な行為をしないようお願いいたします。
- (4) 飲食又は喫煙はしないようお願いいたします。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないようお願いいたします。
- (6) 会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないようお願いいたします。
- (7) 傍聴席において写真、映像等を撮影し、又は録音等をしないようお願いいたします。
- (8) 会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場するようお願いいたします。
- (9) 事務局の職員の指示に従うようお願いいたします。

以上、御協力お願いいたします。

第3号様式（第3条関係）

報道關係者受付簿

年 月 日